

第2回吹田市国民健康保険運営協議会 大阪府の悪政による財政負担増大を

吹田市は市民に押し付けるのか

第2回吹田市国民健康保険運営協議会が開催されました。今回の運営協議会では、制度改正に伴う条例の改正と、平成27年度国民健康保険特別会計予算編成にあたっての財源確保策について諮問と報告がされました。

国保制度改正では、来年度より高額療養費自己負担限度額（入院などで医療費が高額になった場合の自己負担限度額を定める制度）が改定されたことによる条例改正について諮問が行われました。（変更内容については図表）
来年度の保険料にも関わる平成27年度特別会計については、以前より懸案となっていた保険財政共同安定化事業（*注釈）の制度改正と大阪府の方針について報告されま

した。この事業に関わる拠出割合をめぐって、大阪府が提案している市町村間の負担割合は非常に不公平になっており、この提案では、大阪府下の衛星都市は今まで以上の拠出金を負担する一方、大阪市の負担が大きく軽減される結果になります。現在の提案では、吹田市では、国保財政に4億1千万円の負担が増え、被保険者一人当たり1万2千円の保険料負担に相当します。この負担に対して吹田市は府に改善を求めてきましたが、このまま実施される場合、どう対処するかが問われます。市民負担につながるようにすべきではないでしょうか。
（*注釈）
保険財政共同安定化事業とはレセプト1件30万円以上80万円以下の医療費は市町村国保が大阪府に対して拠出金を支出し、給付の際には交付金を受けています。都道府県単位で医療給付を補完しあう制度。平成27年度からこの医療費を1円からとし、医療費全てに拡大することで、医療給付から国保広域化を始めるものです。

伝言板

エクセル会計講座（費用2000円）

11月24日（月） 昼2時00分・夜7時00分

年末調整準備学習会

11月25日（火） 昼2時00分

11月26日（水） 夜7時00分

年末調整の実務は準備が大切です。従業員から扶養親族や各種保険料の申告、源泉徴収簿へ給与明細の内容を転記する準備をしておけば、早く完了させることができます。いつも手間取って大変という方はぜひご参加ください。

国保料・国税・住民税 減免・分納相談会

11月28日（金） 昼1時50分 吹田市役所ロビー集合

参加を希望される方は、必ず数日前に事務局までご連絡ください。

法人税・消費税・法人住民税 集団申告

12月1日（月） 昼2時00分 吹田市役所ロビー集合

府営住宅申し込み

12月1日から申込できます。

申込の希望があれば、お問い合わせください。

全国集会派遣募金について

「守れ！国民のくらし、いのち、平和 11・29大集会・行動」の代表派遣募金にご協力いただきありがとうございます。皆さんのおかげで11万8000円が集まりました。予定されていた集会ですが、解散総選挙が行なわれる情勢へ変わったことにより、延期されることになりました。募金は今後の全国集会への代表派遣の際に使わせていただきます。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。なお、皆さんからお預かりした署名は14日に郵送し、全商連を経由して国会へ送りました。

制度改正に伴う高額療養費の自己負担限度額変更について

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

●変更前(平成26年12月31日まで)

| 区分 | 外来+入院 |
|-------------|---|
| 上位所得者(A)* | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% (4回目以降の場合は83,400円) |
| 一般世帯(B) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円) |
| 住民税非課税世帯(C) | 35,400円 (4回目以降の場合は24,600円) |

※上位所得世帯とは、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税の基礎控除後の所得金額が合計600万円を超える世帯。所得の申告がない場合は上位所得世帯とみなされます。

●変更後(平成27年1月1日以降)

| 区分 | 所得基準 | 外来+入院 |
|----------|--------------------------------------|--|
| 上位所得者 | ア 旧ただし書所得 901万円超 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降の場合は140,100円) |
| | イ 旧ただし書所得 600万円超 ~901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降の場合は93,000円) |
| 一般世帯 | ウ 旧ただし書所得 210万円超 ~600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円) |
| | エ 旧ただし書所得 210万円以下 (住民税非課税世帯除く) | 57,600円 (4回目以降の場合は44,400円) |
| 住民税非課税世帯 | オ 住民税非課税 | 35,400円 (4回目以降の場合は24,600円) |

※旧ただし書所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税の基礎控除後の所得金額の合計。所得の申告がない場合は旧ただし書所得901万円超(ア)世帯とみなされます。



会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょ
商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょ
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょ